

コンテンツ海外展開等促進事業実施要領（案）

第1 目的・趣旨

1. 補助事業の目的

本事業は、海外展開に必要な映像素材のローカライズへの支援を実施することにより、日本ブーム創出に伴う関連産業の海外展開の拡大、観光等の促進につなげることを目的とする。

2. 趣旨

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別紙第1条及び第2条に基づき、国からの補助金を受けてコンテンツ海外展開等促進基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、海外展開に必要な映像素材のローカライズに必要な経費の一部を助成する事業（以下「コンテンツ海外展開等促進事業」という。）を実施するために必要な手続等について、この実施要領に定めるもの。

第2 業務内容

基金を造成した民間事業者等（以下「基金設置法人」という。）は基金を活用して、本実施要領第3に定めるコンテンツ海外展開等促進事業（以下「第3の事業」という。）を実施するものとする。

1. 基金の造成

基金は、交付要綱に基づき、国からの補助金を受けて基金を造成するものとする。

2. 基金の基本的事項の公表

基金設置法人は、基金の名称、基金額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直しの時期、基金事業の目標について、基金造成後速やかに公表することとする。

3. 基金の管理・運用方法

(1) 基金設置法人は、次の方法により基金に属する資金を運用するものとする。

- ① 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとする。基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に総務大臣の了解を得るものとする。
- ② 基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合は事前に総務大臣の了解を得るものとする。
 - ・ 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
 - ・ 金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
 - ・ 元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

(2) 基金の運用収入及び基金の取崩しによる収入は、第3の事業の実施及びその実施に必要な事務に要する経費並びに第3の事業の管理及び基金の管理運営に要する経費に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

(3) 基金からの支払いに当たっては、事前に、支払額、その明細及びその根拠を示す書類並びに基金の残高に関する資料を整え、総務大臣に報告し、その了解を得た上で実施するものとする。

(4) 第3の事業の実施により基金設置法人に対して発生した返還金、加算金、延滞金等の納付金の類の管理は、(1)によることとする。

(5) 基金管理の終了後又は基金の解散後において、補助事業者から基金への返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

4. 基金管理の遂行が困難となった場合

基金設置法人は、基金管理の遂行が困難となった場合においては、速やかに総務大臣に報告し、

その指示を受けなければならない。

5. 基金管理を行う期間等

- (1) 基金管理人は平成25年3月末までに決定するものとする。
- (2) 基金管理を行う期間は、第3の事業が終了し、その事業に係る精算が終了するまでとし、終了したときに解散する。
- (3) 総務大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金管理について終了又は変更を命ずることができる。
 - ① 基金設置法人が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令、交付要綱若しくはこの実施要領又はこれらに基づく総務大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - ② 基金設置法人が、基金を本実施要領に規定する以外の用途に使用した場合
 - ③ 基金設置法人が、基金の運営に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
 - ④ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (4) 総務大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合について、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (5) (3)の期限内に基金に充当がなされない場合には、総務大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5.0パーセントの割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

6. 基金の検査等

- (1) 総務大臣は、基金管理及び第3の事業の適正を期するため必要があると認めるときは、基金設置法人に対し報告を求め、又は事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。
- (2) 総務大臣は、(1)の調査により、適正化法、適正化法施行令その他の法令、交付要綱又は本実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、基金設置法人に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

7. 基金設置法人に係る重要な変更の報告

基金設置法人において、代表者の変更、事務所の移転、基金管理に係る担当役員の変更や大幅な事務実施体制の変更等、基金管理又は第3の事業の適正かつ円滑な実施に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速やかに、総務大臣に報告しなければならない。

8. 余剰金の返還

- (1) 総務大臣は、6.に基づく検査又は、7.に基づく実施体制の変更等の結果、基金に余剰があると認めるときは、基金設置法人に対し、余剰金の返還を求めることができる。
- (2) 基金設置法人は、(1)に基づく余剰金の返還請求を受けた時は、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。
なお、余剰金の計算に疑義がある場合は、別途総務大臣と協議を行うこととする。

第3 コンテンツ海外展開等促進事業（基金の活用による事業）

基金設置法人は、基金を用いて、海外展開に必要な映像素材のローカライズに対する助成金（以下、第3において「助成金」という。）の交付等の事業について、実施するものとする。

1. 事業に要する費用の金額

- (1) 事業費の区分は別表1のとおりとし、他の区分に流用してはならない。
- (2) さらに細かい区分等運用方法は別途定めることとする。

2. 助成の対象及び補助率

コンテンツ海外展開等促進事業の助成対象及び助成率は、本実施要領の第3の3.により規定

される交付規程によるものとする。

3. 交付決定の期限

コンテンツ海外展開等促進事業の交付決定は、平成 26 年 3 月までに行うものとする。

4. 交付規程の承認

(1) 事務局は、本事業の実施に際し、助成金の交付の手続き等について別途交付規程を定め、総務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(2) 交付規程は以下の事項を記載する。

- ① 交付対象要件の定義及び助成率等
- ② 交付申請及び実績報告
- ③ 交付の決定及び助成金の額の確定等
- ④ 申請の取下げ
- ⑤ 計画変更の承認等
- ⑥ 助成金の支払
- ⑦ 交付決定の取消し等
- ⑧ 取得財産等の管理等
- ⑨ 事業を実施するための調査
- ⑩ 個人情報に関する事項
- ⑪ その他必要な事項

5. 事業の実施体制等

基金設置法人は、本事業の円滑な実施のため、以下の対応を適切に行うための体制を整えなければならない。

- (1) 事業の公募及び説明会の開催
- (2) 当該事業の交付決定に係る業務（交付申請書の受理・交付決定通知書の発出等）
- (3) 当該事業の進捗状況管理、確定検査、支払手続及び事業に関する問い合わせ
- (4) 事業の周知徹底
- (5) 本事業に関する問い合わせ、意見等への対応
- (6) その他の事業管理に必要となる事項についての対応

6. 指導・監督等

- (1) 総務大臣は、本事業の実施に関し、この要領に基づき指導・監督を行う。
- (2) 総務大臣は基金設置法人に対し、助成事業の採択に当たって、採択前に協議を求め、必要に応じて指導及び助言を行うことができるものとする。
- (3) 基金設置法人は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたとき等必要に応じ、遅滞なく総務大臣及び基金設置法人に報告及び相談を行う。
- (4) 総務大臣は基金設置法人に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。
- (5) 基金設置法人は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに総務大臣に報告するものとする。

7. 事業実施に関して事務局が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

基金設置法人が本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用については、基金設置法人の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないものとすることができる。

8. その他

基金設置法人は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難しい事由が生じたとき、あるいは本実施要領に記載のない細部については、総務大臣と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

別表 1

事業費用の区分

区 分	内 容
ローカライズ事業費	ローカライズ事業に要する経費
事業管理費	労務費、募集説明会等費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、物品費、消耗品費、システム運用費、調査費、事務所維持費、光熱水料、賃借料、印刷費、図書費、謝金、一般管理費他